○農林水産省告示第九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町目丸字上前川一〇八七の一、一〇八七の二、一〇八八、一一一〇の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上前川一〇八七の二、一一一〇の三、一〇八七の一・一〇八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大岩字鍋ノ口四六一〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県尾道市御調町国守字釜ケ迫一三〇の七・一三〇の九から一三〇の一一まで（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市矢並町法沢七一二の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町中庄五五の一から五五の三まで・五六・五七・五八の一・五八の二（以上七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字八幡原一五〇六、字ワノ上一六〇九の一、字矢垰奥一六一〇、字天狗滝一六一一の一、字矢筈畝二六九一の一、二六九一の二、二六九二の一、字細垰二七〇二の一、字ゴゼガ谷二七五六、二七五八、二七五九の一、二七五九の二、字野露五　二七六一の一、字野露六　二七六二の一、字野露八九　二七八七の一、字野露四　二七八八、字野露三　二七八九、字野露弐　二七九〇、字野露十　二七九二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市坂本字力谷向一五九九、字力谷奥一六〇〇、一六〇三の一、一六〇六の一、一六一〇、一六一一、一六二〇、一六二五の一、一六二六、一六二七、字鳶ノ子一六〇一の一、字西ケ垰一六〇七、一六一二から一六一七まで、一六一九、字枯木垰一六二二、字枯木畑一六二三、字釜床一六二四の一、字榎ケ垰一六二八、字力谷一六三五の一、一六三六、一六三九、字小高下奥一七六四、字塚ノ谷下モノ垰一八七〇の一、字塚ノ谷上ミノ垰一八七一の一、字箕ケ市一八九〇の一、字大槙谷一八九一の一、字境ケ谷一九〇三の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市坂本字力谷向一五九九、字力谷奥一六〇〇、一六〇三の一、一六〇六の一、一六一〇、一六一一、一六二〇、一六二五の一、一六二六、一六二七、字鳶ノ子一六〇一の一、字西ケ垰一六〇七、一六一二から一六一七まで、一六一九、字枯木垰一六二二、字枯木畑一六二三、字釜床一六二四の一、字榎ケ垰一六二八、字力谷一六三五の一、一六三六、一六三九、字小高下奥一七六四、字塚ノ谷下モノ垰一八七〇の一、字塚ノ谷上ミノ垰一八七一の一、字箕ケ市一八九〇の一、字大槙谷一八九一の一、字境ケ谷一九〇三の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市八屋字五郎助四一〇の一から四一〇の二一まで、字狐尾四一三の一、四一三の二、四一四から四一七まで、四一八の一から四一八の一五まで、字林谷奥四一九、四一九の一五から四一九の三〇まで、四一九